

上北地域県民局管内

R5.8.25現在

	1種低層	2種低層	田園住居	1種中高層	2種中高層	1種住居	2種住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	指定なし
絶対高さ制限	10m													
	※おいらせ町の1種低層12m													
外壁の後退距離	なし													
	(注) 地区計画区域内は地区計画制限による													
最低敷地面積	なし													
	(注) 地区計画区域内は地区計画制限による													
道路斜線 (適用距離)	20m													
(勾配)	1.25								1.5					
隣地斜線 (立上がり)				20m						31m				
(勾配)				1.25						2.5				
北側斜線 (立上がり)	5m			日影規制										
(勾配)	1.25													

(注) 地区計画区域内の外壁の後退距離、最低敷地面積及び高さ制限は、各地区計画を参照のこと。

日影規制

対象建築物	軒高 > 7m 又は 地上階数 ≥ 3	建築物高さ > 10m		
平均地盤面からの高さ	1.5m	4m		
規制時間 (5m < ~ \leq 10m)	4		5	
(10m <)	2.5		3	